



税のしるべ

第3719号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2026年

主な記事

消費税率引下げとインボイス等記載 2面
後期高齢者医療に金融所得反映 2面
国税庁が調査部長会議を開催 3面
幹部に聞く・高橋課税部長 4面

租税回避スキーム

政府税調でプロモーター事例の報告

委員から「許しがたい」との意見多数

政府税制調査会(翁百合会長)は20日、財務省内で第5回の経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合を開き、これまでの税制改正等を確認するとともに、税務手続や事業者のデジタル化、租税回避等への対応などについて議論した。このうち、租税回避等への対応では、当局から複数の租税回避スキームのプロモーターの事例が報告され、委員等からも多数の意見が出されたほか、非居住者の給与・役員報酬に係る源泉徴収の課題などが取り上げられた。

非居住者の日本での給与等の扱いも議論

国税庁が報告したのうも存在するなは、租税回避スキームど、リスクの高いスキームには、特定の「プロモーター」によって標準化され、多数の納税者に販売・提供されているとされている。把握に販売・提供されているものがあるとい点。汎用的に利用可能で、かつ、理論上は制限なく税負担を減らする・還付金を作出し

把握されたプロモーターの例

A 税理士法人	(法人税) ・グループ法人税制等を用いて経済実態を伴わない多額の税務上の損失を作出するスキームを数十法人に販売。
B 株式会社 (代表者:税理士)	(所得税) ・総合課税と分離課税との税率差を利用したスキームを数十人に販売。 ・過年度の税制改正により対策が講じられたが、これをさらに回避するスキームを考案。 ※令和8年度税制改正において、さらなる個別否認規定が措置された。
C 税理士法人 ※金融機関も関与	(消費税) ・ペーパーカンパニーを用いて納税なき消費税還付を生じさせるスキームに関与(数十社)。
D 株式会社 (非税理士)	(法人税) ・国内で課税されることなく国外へ所得を移転するスキームを数十社に販売していた。 ・過年度において、税務調査により計算誤りを把握し、十数件を是正。しかしながら、その後も、スキームを修正し積極的な販売を継続。
E 金融機関	(相続税) ・某金融機関において、顧客の経営する法人について、組織再編成、資産の取得等により相続税評価額を圧縮するスキームについて、具体的な金額を示しながら提案し、アドバイザー報酬等を得ている事例を把握。

また、非居住者の日本での勤務等から生じる給与・役員報酬については、日本において一律20%の源泉徴収とされているが、リモートワークの進展等により国外や複数拠点での勤務が容易となった結果、例えば高額の役員報酬に関して、国内で勤務している者は最高45%の累進課税、国外でリモート勤務している者は20%の源泉徴収のみとなり、税負担の不均衡が生じている。そこで、源泉徴収によって、国内で課税関係を完結させる制度の骨格は維持しつつ、対応を検討するとの方向性が示された。その際には、源泉徴収義務者の事務負担を踏まえ、簡素な制度設計とする必要があるとしている。

直面しているという。例えば、スキームに対するけん制の場面で、スキームの拡大スビードと、税務調査による是正・税制改正等に要するコスト・時間の非対称性、課税処分を行っても、プロモーターがスキームの組成・販売を繰り返す事例があることなどが指摘されている。委員からは、プロモーターの存在は「許しがたい」との意見が多数出され、そこに関わる金融機関も同様との意見もあった。この点、弁護士がプロモーター的なことをすれば直ちに弁護士法による懲戒になる可能性があり、税理士関与の場合は税理士法37条の適用が検討できないかとの指摘もあったが、弁護士法の場合は、弁護士自治の懲戒であり、税理士法の場合は財務相による処分なので、同様の対応は難しいとの意見もあった。また、非居住者の日本での勤務等から生じる給与・役員報酬については、日本において一律20%の源泉徴収とされているが、リモートワークの進展等により国外や複数拠点での勤務が容易となった結果、例えば高額の役員報酬に関して、国内で勤務している者は最高45%の累進課税、国外でリモート勤務している者は20%の源泉徴収のみとなり、税負担の不均衡が生じている。そこで、源泉徴収によって、国内で課税関係を完結させる制度の骨格は維持しつつ、対応を検討するとの方向性が示された。その際には、源泉徴収義務者の事務負担を踏まえ、簡素な制度設計とする必要があるとしている。

法人税申告の9割超がe-Taxに

7年度ALLe-Taxも7割超

国税庁は20日、「令和7年度におけるオンライン(e-Tax)の利用率(申告率)」を公表した。

各税目のオンライン利用率は、法人税申告増の80.3%、相続税申告は同19.9%増の82%。伸び悩んでいる

た相続税の8年度末目標は72%で、これまで目標値と実績値の開差が大きかったが、利用率が大幅に増え、開差は1.8%となった。また、同庁が現在、力を入れている法人税申告のALLe-Taxで、8年度末の目標は54%としている。同庁は、「7年度のe-Tax及びキャッシュレス納付の利用

の申告書に添付すべき

は、前年度に引き続き順調に拡大している」とし、これまでの実績を踏まえて一部の8年度末までの目標値を上方修正している。

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

https://shirube.zaikyoo.or.jp
税のしるべ電子版

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL https://www.zaikyoo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

酒井克彦 著

▼A5判・860頁・定価4620円(税込)

2訂版 裁判例からみる税務調査

●税務調査に関する重要裁判例257本を収録し、税務調査をめぐる諸問題を明示。裁判例の解説にあたっては、「事案の概要」「争点」「判決の要旨」「コメント」の構成により裁判の論点を整理し、当事者の主張・立証及び裁判所の判断を整理して詳解。第3審をはじめ控訴審、上告審までを網羅。判決(決定)日の順に整理された「裁判例・裁判例索引」を巻末に収録。確定した裁判例を用途に応じて即時に検索可能。

増尾裕之・棒手一彰 共編

▼A5判・400頁・定価3080円(税込)

令和8年版 問答式 農業所得の税務

●農業所得の計算には特有の取扱いがあり、複雑難解であるといわれている。本書は、農業所得を計算するための注意事項を中心に、図や具体的計算例を用いながら青色申告・消費税の取扱いなどを分かりやすく問答式で解説。巻末には、各種申告書や届出書等を収録。農家や農業関係者の方々が正しく農業所得を計算し、申告するための必携書。前版(令和2年10月刊)以降の改正に対応。

齋藤文雄 著

▼A5判・840頁・定価4840円(税込)

第2版 国際取引における消費税

●内外判定を中心として国際取引における消費税の取扱いを確認する機会が増えている。今回の改訂では、令和7年より始まったプラットフォーム課税制度、令和8年11月よりリファンド方式に抜本改正される免税店制度、令和10年4月より始まる国境を越えた電子商取引の新制度を始め、輸出入取引や電子取引に係る国境を越えた消費税の取扱いを詳細に解説。インボイス制度や外国法人の納税義務の取扱いに関するQ&Aも多数収録。

毛塚 衛 著

▼A5判・270頁・定価2970円(税込)

その売掛金、回収できますか？

●売掛金が焦げ付きそうなとき、会社にできることは「つしかな」い。追いかけて回収するか、あらかじめ税務上の損失として処理するか。本書はその両方を、契約で備える段階から、督促、法的回収、取引先の倒産、貸倒損失の計上、そして自社の資金繰りの危機管理まで、時系列に沿った60の問で扱います。債権回収の訴訟と破産管財人の実務を重ね、大学院で税務を学んだ弁護士が、中小企業の経営者と顧問税理士の両方に向けて書いた一冊。

黒坂昭一・栗谷桂一 共著

▼A5判・390頁・定価2970円(税込)

令和8年版 Q&A 実務国税徴収法

●国税徴収法を体系的に理解するため、具体的な事例、判決・裁決を織り込み、多くの図表を用いてQ&A形式で解説。判決、地方税の徴収事務に従事する方々が、国税徴収法を学ぶ際の入門書として、また実務家の方が国税徴収法の内容を確認する際にも最適。前版(令和5年10月刊)以降の改正を織り込み改訂。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL 03 (3829) 4141(代) FAX 03 (3829) 4001
「大蔵財務協会オフィシャルサイト」リニューアル!
https://www.zaikyoo.or.jp



消費税率の引下げとインボイス等の記載

政府が9月15日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び事業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」を閣議決定したことを受けて、国税庁は飲食料品に係る2年間の消費税率引下げに関するQ&Aを公表した(9月21日号1面参照)。同Q&Aに

Q&Aは国会で審議成されており、本記事中の法案が、可決・成でも法案成立を前提と立することを前提に作

はその後、政府が国会に提出した消費税率の臨時的な引下げ等に関する法案に盛り込まれている特例等の内容のほか、税率1%の対象取引に係る適格請求書(インボイス)や帳簿への記載事項などについて説明がある。ここではQ&Aをもとに、消費税率の引下げに伴ってインボイス等の記載内容にどのような変更があるかを確認していきたい。

Q&Aは国会で審議成されており、本記事中の法案が、可決・成でも法案成立を前提と立することを前提に作

下げられると、飲食料品の譲渡を行った場合、インボイスや仕入明細書等に記載する適用税率が1%となり、消費税額等の金額は1%で計算した金額となる。ただし、それ以外のインボイスや帳簿に係る記載事項に変更はない。税率1%の適用対象である飲食料品は軽減税率の適用対象であるため、飲食料品の譲

渡を行った場合、軽減税率の対象品目である旨」を記載すれば、これに代えて「税率1%の対象品目である旨」を新たに記載する必要はないという。

次に、消費税率の引下げ日をまたぐ取引の請求となり、税率8%と税率1%の飲食料品が混在するインボイスの記載はどうなるか。Q&Aでは、飲食料品の卸売業を営んでお

近年、相次ぐ局地的な豪雨が都市部などを襲い、下水道の排水能力を超える「内水氾濫」が多発している。国土交通省は排水目標の引き上げなど対策強化の方針案を示したが、雨水貯留管の整備等には多大な財政負担が伴う。下水道事業の財源は主に税金や使用料であり、インフラ投資は不可欠な一方、住民負担の拡大を意味する★こうした中、法改正により自治体が増進性を踏まえて下水道事業を縮小・転換できるようになった。人口減少下で全てのインフラを現状維持するのは困難であり、各地の実情に応じた議論を進めるべきだろう★限られた財源の中でどの地域に対策を優先すべきか。単に基準を引き上げるだけでなく、税金の使途や安全確保の方策を含め、持続可能な街づくりに向けた慎重な議論が求められる。



維持するのは困難であり、各地の実情に応じた議論を進めるべきだろう★限られた財源の中でどの地域に対策を優先すべきか。単に基準を引き上げるだけでなく、税金の使途や安全確保の方策を含め、持続可能な街づくりに向けた慎重な議論が求められる。

取引内容は「軽減税率の対象品目である旨」で可

インボイスの記載イメージ

請求書		
⑥ (株)〇〇御中	① ▲▲(株) 登録番号 T01234...	
令和9年4月分 51,400円		
日付	品名	金額
4/8	魚 *	5,000円
4/15	タオルセット ③	2,000円
②	：	：
合計 50,000円		⑤ 消費税 1,400円
1%対象 40,000円		消費税 400円
10%対象 10,000円		消費税 1,000円
④		③ * 軽減税率対象

<インボイスの記載事項(消法57の4①)>

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

このような場合のインボイスの記載については、例えば、①9年3月までの取引と4月以後の取引について、請求書を分けて発行す

る、②同一請求書内で、9年3月までの取引と4月以後の取引を区分して発行する、③のようにより提出の場合は約2カ月、書面による提出は約2・5カ月と

11年8月から金融所得を反映

後期高齢者医療制度

厚生労働省は16日、後期高齢者医療制度で上場株式の配当等の金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等に反映させる仕組みを令和11年1月までに整備し、同年8月から反映させる案を社会保障審議会医療保険部会で提示した。同反映に向けた法的根拠を盛り込ん

だ改正健康保険法が今年5月29日に成立、6月5日に公布されたが、同改正法では当該改正部分を公布後5年以内に施行するとしていた。この施行日を11年1月とする。

現在、金融所得のうち上場株式の配当等は、確定申告の有無により医療制度の保険料

や窓口負担等が変わる仕組みとなっており、不公平だとして是正が必要との声があった。

得を保険料の算定や窓口負担に反映される。他方、②配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書やオープン型証券投資信託収益の分配の支払調書など提出期限が1カ月以内とされているものは、11年2月から12年1月末までに提出される11年分の金融所得の内容が12年8月

調書の金融所得が反映されることになる。

なお、今回の法改正では、後期高齢者医療制度のみが対象となっており、同様に金融所得の確定申告の有無によって負担等が変わる仕組みとなっている国民健康保険制度や介護保険制度等は対象外となっている。

登録日から実際に通知を受けられる期間までに取引が行われる場合の対応としては、インボイス制度に関するQ&Aの問36(登録日から登録の通知を受けるまでの間の取扱い)、問37(小売店を経営する新設法人における登録の通知を受けるまでの間の適格簡易請求書の交付方法)を案内している。

インボイス登録通知の目安公表

e-taxで約2カ月

国税庁は15日、消費税のインボイス制度特設サイトにおいて、登録申請書の処理状況及び登録日から実際に通

知を受けられる期間までに取引が行われる場合の対応を公表した。

インボイス発行事業者の登録申請書に係る通知及びインボイス公表サイトをの公表に時間を要しているとしており、同日時点にお



もっと自由に もっと楽しく
日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島
▲ TOYOSHIMA
ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp



最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。



SANYO

本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

maruta

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

名古屋市南区加福
本通2丁目19番地
TEL.
052-611-1151

〒467-0856
愛知県名古屋市長瑞穂区新開町
22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL <http://maruta.co.jp>

調査部長会議

調査ノウハウを組織全体に還元

特別国税査察官の効果的運用で意見交換

国税庁は10月6、7日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局調査査察部長会議を行った。調査課関係では、まず、リスク・ベース・アプローチの基本方針のもと、調査課の使命・役割を踏まえた事務運営の推進に向けて取り組んでいる「重点分野（租税回避行為、海外への所得移転、不正計算、消費税）への対応」「調査企画の充実に向けた取組み」及び「税務行政を取り巻く環境変化への対応と体制整備」に係る令和7事務年度の取組状況と、8事務年度の取組方針（8年6月8日号3面参照）について同庁が説明。各局における7事務年度の重点分野への取組み等に対する評価と、これを踏まえた8事務年度の取組方針について意見交換を行った。

このほか、各局が実組みや、税務に関するうち、有効と認められる取組みについて意見交換した。同庁は、

組織内波及指標の充実を図ることで、業界のけん引役として影響力が大きい大規模法人を所管する調査課が培った知見を、組織全体に還元し、他部署と調査ノウハウの共有を進めていく方針だ。

また、「調査課所管法人に係る現状と課題」「国際課税における課税への対応」などについて議論。

「調査課所管法人に係る現状と課題」では、資本金1億円以上の法人や外国法人などを所管し、波及効果が大きく複雑困難な事案の調査を行う調査課の役割を果たす上で、今後どのような所管のあり方が適切か、所管すべき法人のあり方等について意見を交換。

「国際課税における課税への対応」では、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に係る初回申告期限を踏まえた各局の対応状況と今後の方針について、また、税務リスクにに応じた今後の移転価

格課税のあり方について意見交換を行った。他方、調査課関係は、将来にわたって査察のパフォーマンスを維持・向上させるための取り組みとして、「環境変化にに応じた査察事務におけるデジタル化の取組」「国際化への対応」「特別国税査察官の効果的な運用について」などを議論した。

「特別国税査察官の効果的な運用について」では、査察を取り巻く環境変化に際しては、GSSやKSK2の導入のほか、9年10月1日から犯罪調査手続のデジタル化が施行されることから、こう

した環境変化で査察事務でのデジタル化をどのように推進していくか意見を交換した。「国際化への対応」では、租税条約等に基づく情報交換制度等を活用して積極的に取り組むこととしているところ、査察における国際化への対応について、同庁が説明した。

「特別国税査察官の事務運営について意見交換を行った。特査官は、沖縄国税

中小企業の再生M&A促進で検討会

中企庁 環境整備と支援機関の体制を強化

中小企業庁は、事業

再生局面にある中小企業に対し、スポンサーに開催された第1回の会議資料と議事要旨が長を図る「再生M&Aに係る環境整備と支援機関等の体制強化を目的に「中小企業における再生M&A促進に向けた検討会」を設置した。中小M&Aの改革

投資と再生支援を実施する形態、事業スポンサー型の再生M&Aは第三者の事業会社や、事業シナジーや取引商

の醸成に向けたガイドラインの策定や再生M&Aに係る事業者登録制度について検討する方針が示されている。

第2回以降の会議では、再生M&A促進に向けた課題を議論した。再生M&A支援事業者へのヒアリングおよびアンケート結果報告に基づき、各関係機関・支援者の共通理解

の醸成に向けたガイドラインの策定や再生M&Aに係る事業者登録制度について検討する方針が示されている。

年調ソフト等FAQを改訂 国税庁

年調ソフト等FAQを改訂 国税庁

年調ソフト等FAQを改訂 国税庁

年調ソフト等FAQを改訂 国税庁

マイページ贈与税関係新機能提供を見合わせ

e-Tax

国税庁は16日、9月24日にe-Taxマイページの贈与税関係情報に追加した、①更正

決定の通知情報、②相続時精算課税適用状況、③書面申告提出状況について、10月19日

令和7年1月に追加された申告書表示では、書面申告については8年分から表示予定だったが、当分の間、

今回のe-Taxマイページの贈与税関係情報追加では、同庁が2日に、本人以外

の贈与税申告情報閲覧できた事象を公表

パソコン版のデータの移行については、パソコン版の年調ソフト

で出力した申告書データは、スマホ版の年調ソフトで取り込むことが

できるとしている。

日税連の太田会長はあいさつの中で、「日税連では、この討論会

に計5回の開催を予定

格課税のあり方について意見交換を行った。他方、調査課関係は、

「調査課所管法人に係る現状と課題」では、資本金1億円以上の法人や外国法人などを所管し、波及効果が大きく複雑困難な事案の調査を行う調査課の役割を果たす上で、今後どのような所管のあり方が適切か、所管すべき法人のあり方等について意見を交換。

「国際課税における課税への対応」では、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に係る初回申告期限を踏まえた各局の対応状況と今後の方針について、また、税務リスクにに応じた今後の移転価

格課税のあり方について意見交換を行った。他方、調査課関係は、将来にわたって査察のパフォーマンスを維持・向上させるための取り組みとして、「環境変化にに応じた査察事務におけるデジタル化の取組」「国際化への対応」「特別国税査察官の効果的な運用について」などを議論した。

「特別国税査察官の効果的な運用について」では、査察を取り巻く環境変化に際しては、GSSやKSK2の導入のほか、9年10月1日から犯罪調査手続のデジタル化が施行されることから、こう

した環境変化で査察事務でのデジタル化をどのように推進していくか意見を交換した。「国際化への対応」では、租税条約等に基づく情報交換制度等を活用して積極的に取り組むこととしているところ、査察における国際化への対応について、同庁が説明した。

「特別国税査察官の事務運営について意見交換を行った。特査官は、沖縄国税

を学術研究に関する重要な事業として位置付けております。業界内外からも高い評価を得ており、研究水準の高さが認められたというふうに認識していると述べた。写真。

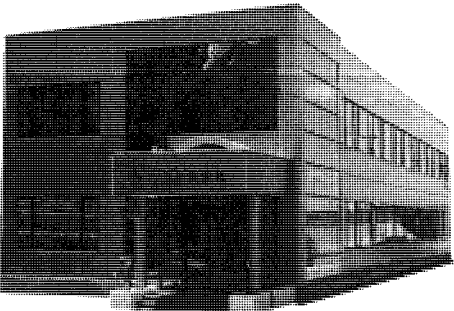
本 社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

八 戸 営 業 所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131

一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録



株式会社 三村興業社

代表取締役 三村 守毅

本 社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

八 戸 営 業 所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131

一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

日本酒

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。
●妊娠中や授乳期の飲酒は控えましょう。

三浦酒造株式会社

青森県弘前市大字
石渡五丁目一番地の一
0172-2577

北国津軽の手作り蔵

豊 丞

Houhai

国税庁 の幹部 に聞く

課税部長
高橋 俊一

たかはし・しゅんいち 平成5年現財務省入省。13年国税庁長官官房企画課課長補佐。14年国税庁長官官房総務課課長補佐。26年東京国税局査察部長。27年大臣官房企画官兼主税局税制第三課。29年主計局主計官。令和2年国税庁長官官房人事課長。4年福岡国税局長。6年7月から現職。

経済・社会情勢が大きく変化していく中、税務行政はどのように対応していくのか。KSK2の導入やAIの普及で、今後の事務運営や調査手法はどう変わるのか。本紙では今週以降、国税庁の幹部に話を聞く。第1回は、高橋俊一課税部長に今後の事務運営方針などについて話を聞いた。次週以降、山下和博徴収部長、河田忠昭調査査察部長、武田一彦審議官(国際担当)、藤崎雄二郎審議官(酒税等担当)の話を掲載する。

——今事務年度の基本方針についてお聞かせください。

国税庁においては、経済活動のグローバル化・デジタル化の飛躍的な進展など、税務行政を取り巻く環境が大きく変化している中においても、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するという国税庁の使命を着実に果たしていく必要があります。そのためには、限られた事務量をより効果的かつ効率的に活用し、適正・公平な税

務行政を一層推進するとともに、将来の経済社会の変化を見据えながら、果敢かつ着実に業務改革を進め、組織を絶えず進化させていかなければなりません。

こうした考えの下、課税部においては、GSSやKSK2への移行を契機として、事務の効率化を図るとともに、デジタル技術等を活用した調査事務の高度化を推進するなど、調査事務の更なる効率化・最適化に取り組んでまいります。



KSK2の導入で課税事務が効率化・高度化

また、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」税務行政の将来像2023——(令和5年6月公表)に沿って、①納税者の利便性の向上、②課税の効率化・高度化等、③事業者のデジタル化促進を柱として、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを推進してまいります。

申告漏れの把握等にAIを活用

さらに、デジタル技術も活用しつつ、これまでの事務運営も聖域なく見直しを進めることで、より効率的・効果的な運営の実現に向けて取り組み、税務コンプライアンスの更なる確保・向上につなげていくこととしています。

今事務年度においても、税務行政を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、効果的・効率的な事務運営を着実に推進し、適正・公平な課税の実現に努めてまいります。

——KSK2の導入についてお聞かせください。

KSK2の導入について、説明させていただきませんが、これまで書面を中心として行われていた課税部門の事務処理については、AI・OCRの活用を含むデータ中心の事務処理を実現する仕組みが整備されることで、課税事務の効率化・高度化が期待されています。

組んでまいります。

——AIの活用と今後の取組みについてお聞かせください。

国税庁においては、限られた予算・人員の中で効果的・効率的に納税コンプライアンスを確保していくため、調査必要度に応じた最適な接触方法を選択し、調査必要度の高い納税者に重点的に対応する事務運営を推進しています。

こうした方針の下、AIやデータ分析を最大限に活用し、申告漏れの把握や調査の効率化・高度化に取り組んでいます。

具体的には、国税庁が保有する過去の税務調査の成績や申告・決算情報、法定調書などのデータを使用し、申告漏れのリスクをスコア化する予測モデルを構築しています。職員は、こうした予測モデルの判定結果と各種保有資料等を併せて検討し、調査の要否等を判断した上で、調査必要性が高い納税者に深度ある調査を実施しています。

また、KSK2の導入により、利用可能なデータが増加することから、予測モデルの精度向上に期待が持たれています。生成AIなどの最新技術も活用し、適正・公平な課税の実現に努めてまいります。

申告に向けた取組について

令和8年分の確定申告にお聞かせください。

令和8年分の確定申告においても、前年に引き続き、マイナンバーカードを利用した自宅からのe-Taxの推進に取り組んでいきます。

具体的には、令和9年1月以降eLTAX(エンルタックス)によりオンラインで市区町村に提出される給与支払報告書の情報についてもマイナンバー連携の対象となり、給与情報のマイナンバー連携を利用できる方が大幅に増加することが見込まれます。マイナンバーカードを利用したe-Taxの利便性を多くのの方に実感していただく機会になると考えておりますので、自宅からのe-Taxを推奨するダイレクトメールの送付や事業者を通じた従業員への周知など、利用拡大に向け、積極的に周知・広報に取り組むとともに、事業者に対するeLTAXの利用勧奨にも取り組んでまいります。

また、本年においても、マイナンバーカード及び電子証明書が有効期限切れとなる方が多いことが見込まれますので、該当する方については確定申告に影響がないよう、円滑・確実な更新手続を促す周知を実施していく予定です。

令和8年分の確定申告については、是非とも自宅からe-Taxをご利用ください。

Kihara
Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

ふんだんに使った生薬が
身体を芯まで温める。

お風呂の
芯体験

生薬の巡り湯

生薬ははじめ有効成分が
溶け出し湯へ広がる。
温浴効果とともに、
巡れ、全身へ。

薬湯

気分を高めてくれる生薬とスパイシー
ローズウッドの香り。生薬配合により
上質で贅沢なお風呂のひとつを楽し
めます。保湿成分のホホバオイルが、
お肌のきめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ
人と社会を、あたためる。

松田医薬品株式会社

〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1
TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

ONLINE SHOP
はこちら

Instagram
はこちら

プチコール
スマート
PRO・smart

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。
12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!

再生
プラスチック
使用

エコ商品ねっと
掲載商品

プチコール PRO15

プチコール smart24

電子申告済
32.12.28
山本

こころをひと押し
サンビー株式会社

〒543-0031 大阪市天王寺区石ケ辻13番10号
ホームページアドレス <https://www.sanby.co.jp/>

続

傍流の正論

税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

111

恐らく、年末には、令和9年度税制改正大綱の中で、すでに述べた取引相場のない株式の評価改正（本紙101回〜110回参照）と事業承継税制が大きな話題となろう。この場合、前者は、相続税法22条に定める「時価」の解釈の問題であり、後者は、中小企業の実業承継を円滑にするための政策税制の問題であるが、長年、両者は、混同して論じられてきた。そして、そのことが、両者の解決を複雑にしている。

もともと、「事業承継」という概念は、古くからは「家業を継ぐ」ということを意味し、個人事業であれば、親（あるいは先祖伝来）が営んできた家業を継ぐことを意味し、法人事業であれば法人の代表権経営者、それを可能にする株式等の財産権を代表者である親から子に譲ることを意味してきた。しかし、昨今では、このような伝統的な「事業承継」の概念だけではなく、親族における「後継者」不足もあって、M&Aに代表されるような第三者承継も広まってきている。

このような事業承継が円滑に行われるためには、各種の実業承継対策が必要であるが、その対策の中で最も問題となるのが、資産の移転に係る相続負担（特に、相続税及び贈与税）の軽減策である。その軽減策が、一般に「事業承継税制」と称されてきた。

この「事業承継税制」については、個人事業については、小規模宅地の課税特例ということとで、昭和50年に通達によって軽減措置が取られ、それが、昭和58年度税制改正で相続特別措置法において法制化された。しかし、法人事業については、長年、「事業承継税制」は取引相場のない株式の評価の緩和策であると代弁されてきた。そのことを端的に示したのが、次の政府税制調査会「昭和58年度の税制改正に関する答申」（昭和57年12月）であった。

「相続税については、最近、中小企業の実業

評価と事業承継税制

の円滑な承継の観点から、各種の議論が行われているが、中小企業経営者の相続税の課税の実態調査からみても過度の負担を求められているとは認められず、税制上特別の措置を講ずることは適当でない。ただ、小規模な会社の株式は、現在、いわゆる純資産価額方式のみにより評価されていることから、株式価額の形成要素の一つである収益性についても評価上配慮する余地があるのではないかとする意見があること、大・中規模の会社の株式に適用されるいわゆる類似業種比準方式においてはすでに収益性が織り込まれていること等に留意すれば、現行の株式の評価体系の枠組みの中で収益性を加味するのが適当である。また、いわゆる類似業種比準方式についても類似業種の取り方等その合理化を図るべきである。」

その後も、答申や大綱で取引相場のない株式の評価引下げが取り上げられることになったが、平成12年度の改正で、一般に収益力が弱いとされる中小企業の株価をさらに引き下げるために、類似業種比準方式における比準要素「利益」を3倍にしたが、相続税の納税対象となる優良中小企業の株価を大幅に引き上げる結果となり、事業承継税制を取り相場のない株式の評価引き下げに代替することの限界が明白となった。

かくして、前述の教訓をもとに、平成14年度税制改正で、相続特別措置法において特定同族会社株式等を相続等により取得した場合には、3億円まで10%の評価減を認めることとした。この規定の是非はともかくとして、法律によって事業承継税制が設けられたのは画期的なことであった。

その後、平成21年度税制改正において、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度が設けられ、平成30年度税制改正において、前述の納税猶予制度の特例制度が設けられた。この特例制度の下では、事業承継（株式承継）における税負担全額の納付が猶予されるというものである。

しかし、この特例制度は、その適用期限が令和9年末に迫っているということで、令和9年度の税制改正の行方が注目されている。そして、取引相場のない株式の評価改正も、正念場を迎えており、両者の関係調整を見守る必要がある。

③棚卸資産の評価方法の選定等(所法47)、④繰延資産のうち開業費の償却費(所法50、所令7①一)、⑤延納に係る利子税の必要経費算入(所法45①二、令97、)などが挙げられます。また、資産損失については、事業的規模が損失の金額の全額を必要経費に算入するのに対し、非事業的規模はその所得の金額を限度として必要経費に算入します(所法51)。さらに、「事業」を営む青色申告者については、貸借対照表を添付し電子申告等の手続要件を満たすことで、最高65万円(令和9年分以後は75万円。以下同じ。)の青色申告特別控除が適用されます(措法25の2)。青色申告特別控除は、厳密に言えば必要経費ではありません。しかしながら、所得金額から更に控除するという点においては、必要経費の上積みというようにも考えられるでしょう。

例えば、空き地を月決駐車場として貸付け、その管理等を同一生計の妻に担わせ給与を支払ったとします。この場合、その貸付け（不動産所得）が事業的規模に当たれば、青色申告の承認と青色事業専従者給与に関する届出を経て、その給与の金額を必要経費に算入します（所法57、143）。ところが、非事業的規模であるときは、妻は青色事業専従者の要件を満たしていませんから、その給与の金額を必要経費に算入することはできません。青色申告特別控除の適用については、上記手続要件を満たしていたとしても65万円の控除を受けることができず、10万円の控除となります。

こうしたことから、あるビジネスが事業的規模に当たるか否かという問題は、必要経費算入の可否判定の問題と重なり合うことにもなり、争点化することが少なくないのです。

「業務」には「事業的規模」と「非事業的規模」

事業的規模には特例税制の適用も

必要経費を考える

第2章

■税理士 日高 大開

28

「事業」と「業務」(4)

必要経費は、「業務の遂行上生じた費用、すなわち業務と関連のある費用をいい、ある費用が必要経費に当たるといえるためには、単に業務と関連があるというだけでなく、客観的にみてその費用が業務と直接の関係を有し、かつ、業務の遂行上必要なものに限られ、また、業務の遂行上必要なものというためには、その者の主観的な判断のみによるべきではなく、通常必要なものとして客観的に認識できるものでなければならない」と解されています（第9回参照）。

所得税法では、各々の条項で「業務」という用語が用いられており、その概念は必要経費と密接な関係にあるといえます。また、「業務」には、社会通念上、「事業」と称するに至る程度の規模の行為と「事業」と称するには至らない程度の規模の行為があり（以下、当講座では、前者の規模を「事業的規模」といい、後者の規模を「非事業的規模」といいます。）、事業的規模の方が税制面でより優遇された取扱いとなります。

事業的規模についてのみその適用が認められるものは、条項に「事業」という用語が特に用いられ、具体的には、①事業に専従する親族がある場合の特例(所法57)、②貸倒引当金(所法52)、

～なみを超えろ～



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)
東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)
URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ 総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

ひろしま銘菓
川通り餅

御菓子処 株式会社 亀屋

●本社／広島市東区光町一丁目二一十三
☎〇八二二六一一四一(代)
●直営店／e-kie広島店
☎〇八二二六三三〇(代)

裁決事例集

305

裁決のポイント

請求人がした講演、一般財団法人の理事等に係る業務から生じた所得が事業所得には該当せず雑所得に該当するとした事例。

審査請求人が、事業所得として申告した所得の金額の計算上生じた損失の金額を他の所得の金額と損益通算して所得税等の確定申告をしたところ、原処分庁が、当該事業所得として申告した所得は事業所得ではなく、雑所得に該当するなどとして更正処分等をしたことから、請求人が、原処分の一部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、請求人がした講演、一般財団法人の理事等に係る業務が相当程度の期間継続して安定した収益が得られる可能性を有していたとは認められないことなどからすれば、当該業務から生じた所得は、事業所得には該当せず雑所得に該当するとして、処分は適法であるとした(令和8年2月6日付、公表裁決)。

基礎事実等

請求人は、平成〇年〇月に〇〇登録を行い、A社を経て、B社(本件法人)の〇〇や〇〇に就任した。

請求人は、令和元年から4年までの各年(本件各年)において、本件法人に係る業務や上場企業〇社の社外取締役及び監査役としての業務等を行い、役員報酬等を得ていた。

請求人は、本件各年において、当該役員報酬等に係る業務(本件役員等業務)とは別に、一般社団法人C及びD社が主催するセミナーでの講演、税理士会が開催する無料相談会の従事並びに一般財団法人等の理事等に係る業務(本件業務)

編集部編

請求人がした講演等に係る業務から生じた所得は事業所得に該当せず

を行っていた。

請求人は、元年分から4年分までの各年分(本件各年分)の所得税等に係る各確定申告書を、いずれも法定申告期限までに申告した。なお、請求人は、各確定申告書において、本件役員等業務から生じる所得を給与所得とし、本件業務から生じる所得を事業所得として申告した。

原処分庁所属の調査担当職員は、5年11月27日、請求人に対して、本件各年分の所得税等に係る実地の調査を開始した。原処分庁は、7年1月31日付で、実地の調査の結果に基づき、本件各年分の所得税等について、各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

争点は、本件業務から生じた所得は、事業所得または雑所得のいずれに該当するか。

審判所の判断

本件業務から生じる所得の所得区分を判断するに当たり、本件業務から生じる所得と所得区分を異にする本件役員等業務に係る事実関係をも含めてこれを判断することはできない。

そして、①営利性及び有償性の有無並びに反復性及び継続性の有無について、請求人は、本件各年において、セミナーでの講演を複数回行う等して報酬を得ていたものの、その回数は年間に1回から4回までにとどまり、他方、元年及び2年において、税理士会が主催する無料相談に従事していたことを踏まえると、本件業務の有償性並びに反復性及び継続性については、一定程度に限っては認めることができる。他方、本件各年分において、本件業務から生じた総収入金額はいずれも〇〇万円に満たない一方で、各年1000万円を超える必要経費を計上し、本件業務に係る収支は連年大幅な赤字が続いていたことからすれば、本件業務は、経済合理性に欠け、営利性は乏しいというべきである。

②自己の計算と危険による企画遂行性の有無について、請求人は、本件各年分において、地代家賃、接待交際費及び旅費交通費のほか各種経費を必要経費に計上していたことに加え、請求人が複数回にわたって自ら講演を行うなどしていたことからすれば、本件業務には、自己の計算と危険による企画遂行性は一定程度あったと認められる。

③精神的及び肉体的労力の程度について、請求人は、本件各年において、複数回にわたって自ら講演を行うなどしていたことからすれば、本件業務について、一定程度の精神的及び肉体的労力を費やしたものと認められる。

④人的及び物的設備の有無について、請求人は、本件各年において物件を賃借しており、一定の物的設備を有していたといえる一方、使用人などの人的設備は有していなかった。

⑤職業、経歴、社会的地位及び生活状況について、請求人は、本件法人の役員としての地位を有するとともに、本件各年分において、多額の給与を得ており、これにより、本件各年分だけでも合わせて〇〇万円を超える多額の損失を計上しながらも、本件業務を継続していた。

⑥相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性について、本件業務に係る必要経費の額は、総収入金額を大幅に上回っている。そして、本件各年分において連年〇〇万円を超える損失が生じている。請求人が、本件業務から相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性を有していたとは認められない。

以上のとおり、本件業務は、有償性、反復性及び継続性並びに請求人の計算と危険による企画遂行性を一定程度有し、一定の物的設備を備えていたほか、請求人が精神的及び肉体的労力を一定程度費やして行っていた活動であるといえるものの、営利性に乏しく、本件役員等業務により多額の給与を得ていたことによつて本件業務が継続され、また、連年大幅な赤字が続いており、相当程度の期間継続して安定した収益が得られる可能性を有していたとは認められないことなどからすれば、本件業務から生じた所得は、事業所得には該当せず、雑所得に該当する。

注目の二冊

法人税決算と申告の実務(令和8年版)

大蔵財務協会 編

本書は、企業の経理担当者が、法人税申告書を作成するために、日常の税務・会計処理及び決算に際して注意すべき事項や誤りやすい問題点等について、各種事例を豊富に取り入れ実務に即してわかりやすく解説したもの。

今回の改訂では、研究開発税制の強化、賃上げ税制の見直し及び特定生産性向上設備等促進税制の創設等をはじめとする強い経済の実現に向けた税制措置並びに外国子会社合算税制の見直し等といった令和8年度税制改正を織り込み更に内容を充実。

解説にあたっては、各項目に「実務のポイント」、決算実務に対するアドバイス」を掲げてわかりやすく解説。

法人税申告書等を作成する際の留意点について、「法人税申告書等のチェックポイント」も掲載。

法人税における重要事項をより詳しく体系的に理解するための解説書として、また、一連の決算事務のための実務書として幅広く活用できる必携書。「決算と税務申告」から始まり、全29章で構成。付録として「改正経過要覧」も掲載。

B5判、1808ページ。定価6380円(税込み)。お申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(Tel 03-3829-4141、FAX 03-3829-4001)。



昭和木材株式会社

本社 東川町西町10丁目1番3号 ☎(0166)31-4781 FAX(0166)82-3111
本社工場 製材・加工・乾燥・流通センター 東川町西町10丁目1番3号 ☎(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601
住宅事業部 東川町西町10丁目1番3号 ☎(0166)31-3120 ☎0120-22-6969
札幌支店・札幌工場(プレカット・2×4パネル) 石狩市新港南1丁目<石狩工場団地内> ☎(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190
東北支店・プレカット工場 秋田県大館市松木境4-2 ☎(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557
盛岡営業所 岩手県紫波郡矢野町流通センター南3丁目8-3 ☎(019)638-5888 FAX(019)638-5666
仙台営業所 宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2 ☎(022)788-2401 FAX(022)788-2402
青森事務所 青森市矢作1丁目2-5 ☎(017)763-0872 FAX(017)763-0873
東京支店 東京都江東区辰巳3丁目20-21 ☎(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916
名古屋支店 名古屋市中区藤前3丁目501番 ☎(052)303-2130 FAX(052)303-2131
大阪支店 岸和田市新港町5-7 ☎(072)436-7333 FAX(072)436-7334
西日本物流センター 香川県丸亀市土器町北2丁目63-1 ☎(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

今までも、これからも。
「生命の未来」のために尽くしたい。
農薬・農業資材・動物薬・畜産用機材の総合商社



代表取締役社長 松野 祐哉
本社 〒025-0311 花巻市卸町6番地 TEL 0198(26)4151
営業所／ 花巻・大船渡・横手・青森・八戸・古川・山形・酒田・福島・旭川・札幌・帯広・北海道物流センター・家畜衛生食品検査センター・プレミックス工場・卸センター給油所

「寝具リース」全国に広がる
スケールとネットワークで
「快適品質」をお届けします。

- ◆本社工場・千葉第二工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。
- ◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会
代表取締役 小山 喜康
本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)
仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)
東京支店 東京都大田区矢野町2丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)
名古屋支店 名古屋市中区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)
大阪支店 東大阪市楠根一丁目2-3 ☎06(6745)1861(代)
営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央・静岡・富山・京都・岡山・広島・福岡
本社工場 仙台 宮城県黒川郡大郷町中村字屋敷前145-1
工場 札幌・北見・福島・関東第二・千葉・千葉第二・神奈川・静岡・中部・関西・九州
https://www.c-koyama.co.jp/

国税局
エリア別

ふるさと納税の
寄附額の多い自治体を探る

■ 編集部編

4

東京国税局管内で、令和7年度に最もふるさと納税の寄附受入額が多かったのは山梨県甲府市だ。

全国順位は12位で、7年度の寄附金額が101億9900万円と100億円を突破。元年度の実績（約1億7600万円）と比べると、約57倍に急増した。急増の決定的な要因は、2年度から返礼品に宝飾品（ジュエリー）を本格的に導入したことにある。

甲府市と宝飾産業の歴史は深い。その歴史は、甲府市北部・昇仙峡の奥にある金峰山（きんぷさん）一帯で透明度が高く質の良い水晶が発掘されたことから始まった。縄文時代に、狩猟で使う「鏃」（いしやり）や「刃物」がその水晶で作られていたことが記録されている。江戸時代には、京都の玉造り職人によって水晶を研磨する技術が伝えられ、宝飾産業の基盤を形成。その後、機械化などの技術革新により水晶加工は大きく発展し、長年受け継がれてきた伝統技術は、現在の「貴金属工芸技術」へと進化した。甲府市は、日本のジュエリー生産の約20%を占める一大産地となり、市内には、1000社を超えるジュエリー関連会社がある。

「甲府ジュエリー」で寄附金額が57倍に増加

東京国税局管内 山梨県甲府市

コロナ禍で、大きな打撃を受けた宝飾産業を支援するため、2年度にふるさと納税の返礼品として「甲府ジュエリー」を本格的に導入。市内の多くの事業者が協力してネックレスやリングなどの高単価な宝飾品を数多くラインナップに加え、寄附金額は大幅に増加した。近年の歴史的な金価格の高騰もプラスの影響を与え、100億円の大台突破の原動力となっている。

総務省が、10月からふるさと納税の「地場産品基準」を厳格化したことに伴い、甲府市は「甲府ジュエリー認定制度」を創設した。高い技術力で制作された甲府ジュエリーのブランドの安心・安全を担保する取組みを強化することが狙いだ。

また、若者を中心に甲府ジュエリーの認知度を全国的に高めるため、ふるさと納税型クラウドファンディングで寄附を募り、「東京ガールズコレクション」など話題のイベントと連携して「宝石のまち甲府」をPRするプロジェクトを実施。昨年末に募集した第3弾は、目標金額1億円に対し、開始からわずか3週間で約5億500万円もの寄附金が集まったため前倒しで受付終了となるなど、大盛況のプロジェクトとなっている。

「あなたが仕事で心配ごとがあるの？」
日曜の朝食時、結婚して2年になる川上の妻の恵が出し抜けに訊ねた。
「どうして？」思わず恵の顔を見た。「寝言で妙なことを言っていたんだ」「どんな寝言を言っていたんだい」恵は、ふっ、と笑みを浮かべると、「これがおかしきもあるのよ」。いきなり、はい、分かりました、と大きな声で言うから、突然になかと思いい、あなたを見たら寝てるじゃない。すると、でもなあ、そんなこと言われてもな……と呟いたの。それでまた大きな声で、はい。そして間もなく、でもなあ、と呟き、そんなことを数回繰り返して、むにゃむにゃ何か言ってるわったわ」恵は顔を歪めて見せた。川上も、本当に？と笑ってみせた。

だが、寝言の夢は、まさに現実だったのだ。川上が早期に終わると踏んだ事案は、依然として調査が続いていた。金融機関や武蔵工務店への反面調査も行った。売上除外の対象となった手間仕事の発注をしたいくつかの個人宅にも反面調査をしたものの、統括から調査終了の最終判断は下りていない。さすがに上席調査官も気にして、川上に声をかけ、進捗状況を訊ねてきた。川上は古田上席に、夢の話をした。その翌日だった。

「きょうはノー超勤デーの水曜だから、よかったら部門で飲みに行くか」統括が声をかけると、終業を待って部門の6名で居酒屋に繰り出した。酒もまわり饒舌となった頃、上席が、「統括、こいつちょっとヤバい夢見てるんですよ」「どんなだ」統括に促され、川上はあけすけに妻の恵から聞いた話をした。統括は、ぼそっと、「そうか」と言っただけで、あとは何も言わず、「川上君は、『事実と真実』の違いを考えたことはあるかい」川上が、キョトンとした顔をしたか

らか、統括は微笑むと、「たいした話じゃない。ただ、私は調査官になったばかりの頃、それがずっと気になっていた。そして分かったんだ」統括は、テーブルにある空のビール瓶を握った。「例えば、これだが、真正面から見ると、長い三角形に見える。でも、真上から見ると、ほら、丸く見える。下から見れば、やはり丸だ。どれもビール瓶に違いない。そうだろう？」統括の2つの目が、川上を見ている。「我々の仕事は、こういうことの積み重ねだ。正面、上、下、斜め——いろんな角度から見えてみるってことさ。そのどれもが、事実なんだ。そしてそこから実体が浮き上がり、見えてくる。真実のようなものかな。ところが、見る努力をやめた瞬間、見えたかも知れない真実が、スルリと見えなくなる。姿を消すんだ。『山のあなたの空遠く』幸住むと人のいふ——この詩を知っているかい？」

「カール・ブッセの山のあなたですか」さすがだな。そうだ。あれと同じさ。これは、こう、と決めてしまえば、それ以上、幸いには辿り着けない。限られた調査日数・時間だが、きつと幸いと同じで、真実はどこかにある。だからこそ、事実を積み上げていかねばならん。それが調査なんだ。そして、もう1つ決して忘れてはいけないことがあるんだ。何だと思っ？」川上は、統括の目を見て首を振った。「それは、組織でやっているということだ。調査先に行くのは1人であって、調査は、組織全体でしてるんだ。調査の見極めは、一義的には私がする。だが、この私も迷えば、一統が、さらに迷えば副署長、必要であれば署長まで判断を仰ぐんだ。だからいいか、決して自分で即断してはいけない。目がくらみ、あるべき判断がブレるからな。まあ飲め」統括はビール瓶を握ると、川上に差した。川上も統括に差し返した。翌朝、統括は川上を自席に呼ぶと、「例のクロス屋、堀田先生に電話して、終わりにしますと伝えてくれるか。是否認事項は、わかっているな」川上は、はいと返事し、自席に戻る途中、ニンマリした上席と目があった。

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6年度のたばこ税等の課税額になります。

答え＝兆億円

ナンプレの予想難易度：10

	1		9		5		
	8			5	6		1
	6						7
1		4			9	6	5
	2		4	A	3		7
8		9	5			4	3
7					D		3
2	C		1	3		B	9
		1			8		5

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 11月1日(日)

前回の答え %

おかげさまで、当金庫は
創立90周年を迎えます。



いちい信用金庫

理事長 川口 敏男

本店／一宮市若竹3丁目2番2号

TEL(0586)75-6201(代)



夢中で未来を定えにいく。
上坂会計グループ

税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州
税理士 倉田 一寿
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

